

◎開会の宣告

(午前10時03分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第85号の質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第85号 平成28年度只見町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

昨日に引き続き、質疑を行います。

教育長。

○教育長（齋藤修一君） おはようございます。

〔発言する者あり〕

○教育長（齋藤修一君） すみません。

○議長（齋藤邦夫君） いや、昨日の資料を配付…

昨日の3番議員から資料を配付ということでございましたので、そのことですか。

○教育長（齋藤修一君） はい。

昨日、審議いただいております学習センターにつきまして、説明不足等ありまして大変申し訳なく思っております。尚あの、資料について、準備が整いましたので、後で許可をいただいで次長のほうから説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

尚、今回、現在、補正の場ではありますが、若干、私のほうで概括的なお話をさせていただいて、資料配付させていただいて、次長から詳しくお話をさせていただきたいというふうに思っております。

今回、この12月会議の中で、一つはあの、学習センターを造る進捗に合わせて、何回か昨日もご議論いただいたところではありますが、生活の向上のためということ。あるいは工事進捗の中でちょっと予測できない状況があったりして、そういうものを含めてこの補正の中で増額をいただきたいというのが一つ目の中身でありました。

それから二つ目は、その補正を認めていただいた後、これも昨日から問題になっておりました、その確認申請の後のその増額による部分。そしてその増額による部分と今回の補正を

併せて変更議決をいただくという、そういったお願いを申し上げているところであります。そういう意味で、ここの場は、次長に後で説明させますが、補正の場なんです、そういった後半の部分の話も併せてお話を、許可いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） それでは、昨日、説明不足でまったく申し訳ございませんでした。

資料配付の許可をお願いしたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○教育次長（増田 功君） よろしいでしょうか。

それでは、資料に基づきまして説明をいたします。

大きく二つございます。12月補正ということをお願いする分と、これまでの増減ということで、先ほど教育長からお話がありました建築確認に伴う、建築申請に伴う増減でございます。

まず最初に、12月補正の503万1,000円の内訳についてご説明申し上げます。資料の上段になります。1から10までございます。プラス電気工事の分がございまして11がございまして、建築機械設備に関するものでございまして、1番でございまして、地中既設コンクリート撤去による増額。こちらのほう工事をいたしましたところ、地下にですね、田子倉電力所建設当時のものと思われるコンクリートが出てまいりましたので、そちらのほうを撤去するためのものでございまして、2番につきましては、既存の厨房のコンクリートブロック間仕切解体面積増による増額。こちらのほう、作業効率を図るために解体面積を増とするものです。3番、階段室出入口木製建具設置による増額。こちらのほう、非常口がありますけれども、内側に破壊鍵、破壊式の鍵を付けなければならないということによる増額です。4番、吊戸棚設置による増額。こちらのほう、これまで既設のドア、和室でございました。和室ですと押入れが設置されておりましたけれども、今度、洋室になるということで、収納スペースがどうしても少ないということになるということで、こちらのほうを14室分でございますが、吊戸棚を増額するものでございまして、5番のカーテンからブラインドへの変更による増額。女子の寮ということでカーテンではなかなか、夏季、夏ですね、夏の間、風通しが良くないということで、また防犯上の点からブラインドに変更するものでございまして、6

番、ユニットバス内便器洗浄付便座へということで、洗浄機付便座ということではありませんでしたので、6番と7番、トイレ便座を、こちらのほうは、7番のほうは寮生が使うもの。6番のほうはそこに住む先生や寮監の人が住むところを併せて洗浄機付の便座に変更するものでございます。8番が洗濯機パン追加ということで、洗濯機を受ける受け皿でございます。こちらのほうの増額です。9番が給湯設備にメーター設置。給湯設備にメーターを設置するということで、こちらのほう、教職員等が住むアパート的などところを造ってございますが、そちらのほうのメーターを付けて料金をいただくというものでございます。10番、厨房内テーブル型冷蔵庫設置による増額ということで、厨房内の冷蔵庫の設置に伴う増額でございます。こちらのほう、諸経費、消費税を合わせまして433万4,600円でございます。そして併せて、今まで説明しましたのは建築と機械の部分でございますが、電気の分、また別契約になっておりまして、電気工事のほうの11番、街路灯移設等による増額ということで69万6,400円。合わせて、今回、12月補正をお願いいたします503万1,000円となっております。こちらが12月補正のお願いしたい中身でございます。

続いて、これまでの増減ということで、両委員会に説明いたしましたところでございますが、実は両委員会に説明した時に、私のほうの説明不足で内訳について12月補正で、そして、既存の予算でというところの説明をしっかりとしていなかったというところがございます。大変申し訳ないと思っております。それではこれまでの増減という、2番のところになりますが、こちらのほう、昨日、教育長のほうからも話がありましたけども、建築確認に伴い、審査機関に指摘された事項の増減でございます。1番から、1番につきましては、基礎形状の変更によるコンクリートの増額。1番から4番まではそれに伴うものですが、具体的な内容につきまして改めて説明させていただきますが、冷間成形角型鋼管柱を使用している場合、梁の体力の1.5倍以上の体力を柱が保持している必要があるところが、柱の体力が1.5倍以下の部分があったため、柱の断面を上げ、1.5倍以上に確保したということで、その部分は4番に当たります。それに伴いまして、コンクリート、1番、コンクリートのそれを支えるコンクリート、基礎の分ですね。そちらのほうの増額が1番で必要になっておりまして、2番でその型枠工事、3番で鉄骨工事の増額ということになってございます。5番であります。防火扉の仕様変更による増額ということで、こちらのほうはパッキンの、防火扉のパッキンの追加に伴うものでございます。6番、間仕切り壁追加による内装工事の増額ということで、機械室とタンク室の間仕切りの工事の仕様を変更するものでございます。

こちらのほう、1番から6番につきまして、建築確認申請の際に指摘されて変更が必要になったものでございます。これまでの増減ということで、続いてこの下にありますけども、搬出土砂運搬距離短縮等による減額ということで、マイナスの減額になっております。合わせてこれら、合わせて合計が、建築に関わる分です。建築、電気に関わる分で322万円でございます。

この後お願いすることになります3番でございますが、工事請負契約の変更増額ということで、こちらのほう、755万4,600円でございます。こちらのほう、先ほど説明いたしました12月補正でお願いいたします建築機械の分、上の段の①でございます。433万4,600円と、そしてこれまでの増減の322万円を合わせまして755万4,600円ということでお願いしたいというふうに考えております。

こちらの内訳の説明につきまして、委員会のほうで詳細に説明、額の大枠は示すことができましたけれども、説明が疎かになっていたということをお詫び申し上げます。

参考までに下段でございますが、当初予算額3億5,000万いただいております。そして、これまでの建築機械契約額2億9,916万円。そして別契約で電気工事契約がございます。そちらのほうは4,676万4,000円です。契約額の合計が3億4,592万4,000円となっております。残予算についてはご覧のとおりでございます。

説明をさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、よろしいですか。

3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） こうした資料説明受けますと、中身については大体わかったというふうに思います。ただ、この中で、これまでの増減という分は、どのように予算としては対処されようとしているのか。1点。

2点目が、やはりあの、昨日、再三再四、各位から指摘あったように、建築確認申請の時にこれまでの増減の分については、予算があったから、残予算があったから、議会というか、委員会に説明をしなかったということなのか、どうなのか。その2点お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 残予算があったから説明をしなかったということではございません。町長の専決に関する事項、町長の専決処分事項の指定について、その2にございます条項につきまして私の認識が不足しておりまして、本来でしたらばその条項のとおり、あらか

じめ委員会、議会に説明させていただいて進めるべきだったところを、昨日申し上げましたけれども、私の認識の不足でこのような形になったというふうに思っております。尚、これまでの増減につきましては、施工管理者、そして事業者、そして私どもで協議いたしまして、今後、今後も増減があるので、その増減をみて、変更しようということでしたが、それはあの、そうは申しましても、既にこの300万以上の建築確認による指導がありましたので、それについてはあらかじめ、重ね重ね申し上げますが、議会の皆様に報告を申し上げて進むべきだったというふうに思っておりますので、誠に申し訳ございませんでした。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 昨日、2回質問しているんで、あと最後の質問にします。

今日の資料いただいて、ちょっと疑問に思ったのは、今回の503万円の内訳のうちの1番、2番。これは地中既設コンクリート撤去による増額。それから既存のコンクリートブロック間仕切り解体面積増による増額というの、これ、工事の一番最初のほうに出てくるやつではないのかなと。この1番、2番は、本来ならば、これまでの増減の部類に入れて、入ってくるものじゃないかなというふうに感じましたので、そこの説明を願いたいというのと、これあの、工事進めるうえで、それぞれあの、請負会社との間で変更等があれば、一番良いと思うのは、その都度、変更契約等を結んで、進んでくるのが一番良い形かなと思うんですけれども、それが叶わない場合は内変等を行って進めてまいります。内変及び指示書関係。それはいつ頃のタイミングで、何回くらい出されているのか。その2点お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 1番と2番についてはですね、工事を始めてからわかったものでございますので、最初の、当初のものに入ってございませんでしたので、追加させていただくものでございます。これまでの増減ということにつきましてはですね、建築確認の部分についてのところで整理をさせていただいております。

二つ目のご質問ですけれども、その都度変更ということですが、今、この一つ、例えばですね、1番から11番まで、その都度変更ということになりますと、大変あの、それが一番理想的かと思えますけれども、ある程度、事業者と、建設事業者との間である程度まとめてということで工程会議の中で話をしておりましたので、このような形になってございます。内容変更の協議につきましては、その都度、工程会議を通じて、そしてその後のブロッ

ク会議といたしますか、部会という、そういう電気なら電気、建設なら建設というところで打ち合わせをし、確認をし、進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

4番、新國秀一君。

○4番（新國秀一君） 今あの、非常にその、学習センター絡みでお話が進んでおりますが、財政担当の部門でも十分に査定をしてこの補正予算を上げてきたんだと思いますが、そのとおりで間違いはないですか。十分に査定をして、この補正予算を財政のほうも目を通して上げてきたことに間違いはないかどうか、もう一回だけお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今回、12月補正予算で503万1,000円の補正予算の増額をお願いしてございます。この予算査定にあたって、こういった要求が教育委員会からなされた時に、すでにあの議決対象といたしますか、工事そのものを議会の議決を必要としますので当初の議決をいただいた。さらに300万以上の増額になりますから、議会の議決をいただかなければならないということを経験した中で申し上げて、その中で率直に申し上げて、そこで初めて気が付いたという状況です。ですからそれを分解してみたところ、これまでの増減とこれからの増減の二つが含まれていて、通常であれば、これからの増減のみの補正予算が普通のわけですから、先ほど次長からも話ありましたが、議会の変更の場合、300万以上の変更の場合、議決をいただくという基本的なところを失念していたということであったという説明がありましたが、補正予算の査定の段階において、そのような事態に至ったというところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、新國秀一君。

○4番（新國秀一君） 教育委員会に限ったことでありませんので、今後もいろんな問題でこういう問題が出るかもしれません。十分に、その段階で気が付いたということではなくて、みっちりとした仕事をしていただきたいなど。予算査定もそういう意味では慎重に行っていたいただきたいということを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 4番議員からおっしゃっていただいたことを改めて肝に銘じまして、しっかりと予算査定をしてまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ほかに質疑ございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今回の学習センターの件について1点。昨日の質疑の中で、途中で環境整備課長が工程の問題について報告ありました。私はたしかに今までの質疑の中で原因ははっきりしていると思うんですが、この間、例えば只見の振興センターは只見の振興センター長。それぞれの部局で担当者がこの問題を扱っているということで、言ってみれば、専門知識がない、例えば1級建築士の資格がない職員の方が、その職責を担うというふうな体制になっている。そういう下で昨日、環境整備課長から工程会議に参加しているということも、私も議員になって日が浅いので、その工程会議のあり方とか詳しい内容はわかりませんが、大体その振興センター長や次長があたってやってきたのかなと、一人思ったんですが、しかし、実際には環境整備課長、専門知識持っておられると思うんですが、そういう意味ではこの役場の庁舎の中における、そういう体制ですね、それと工事に至る中での建築確認済みが済んでからこう、入札や、着工や、それぞれの段取りに入るというようなことも含めて、不備、不備っていうか、不十分さっていいですか、そういうものがあつたんじゃないか。だから役場の中でもっと横断的にこういう問題はやっぱり専門知識もきちっとね、得ながらこういう問題が二度と起こらないように進めるべきだというふうに思います。

それから、二つ目でお聞きしたいのは、23ページの農林水産費の中のモニタリングサンプル採取謝礼。これは県のほうで謝礼が出るということで減額になっておりますけれども、私が聞きたいのはきのこの出荷制限解除に向けて取り組むということが決算の中でも出されていまして。この、実際に、各資料サンプルがどれだけ出荷制限解除に向けて出されたのか。その辺の実際の内容がわかればお答えいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） きのこのモニタリングサンプルの謝礼の件、お答えしたいと思います。説明でも申し上げましたとおり、県が直接事業で実施をして、森林組合が受託をして実施をいたしました。きのこ、9種類につきまして採取を行いまして、60検体を集めるというのが目的でそれぞれ実施をしたわけでありまして、目標に達したものがムキタケとナメコですか。そちらが60検体が到達をいたしました。そちらにつきましては、今後、県から林野庁のほうに報告をいたしまして、林野庁から厚労省への出荷解除に向けた協議というような流れになってございます。そのほかですけれども、実施をしておりますのはマイ

タケ、ブナハリタケ、マツタケ、エゾハリタケ、クリタケ、ナラタケ、コウタケでございます。こちらにつきましては残念ながら60検体には到達はしてございませんので、次年度に向けて継続で県事業で実施をしていただきたいということで、今、県のほうに申し入れをしておるところでございます。

〔発言する者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） それではあの、お答え、1番の件についてお答えをしたいと思います。

現在あの、町として、といたしますか、今、審議をいただいておりますように、予算主義で行政は動いています。それで、予算をそれぞれ、組織の中の各課に配分されて、それでその中でそれぞれあの、各課長を筆頭にして担当のほうで予算を執行しているわけですが、その中に工事的なものも当然含まれます。それにつきましては、財務規則等の中で入札制度については指名委員会とか、そういったものについては、それぞれの担当課長が入ったり、横断的なものがあります。そういった中であの、実際には進めておりますが、今回の中身の中で、その横断の分の連携に若干スムーズにいかなかった点があるのかどうか、考えられますが、そういったことにつきましては、今後はしっかりと制度に基づいて、こういった事案のないような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 先ほどの学習センターの件でなんですけれども、この資料の中の、これまでの増減の欄。これはもう終わっているという部分になるということでしたが、これはその都度、変更契約を取り交わされて、この322万について、変更契約をされているものでしょうか。その上の段の、今回の補正の内容に入っている地中のコンクリートの件と、それから2番の件も、これはもう既に終わっているものになっているという気がしますが、こういったものも変更契約されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、工事につきましては、進捗の中で増もあります、減もございますので、そういったものを踏まえて変更契約ということで事業者と、建築事業者と話し合いの中で進めておりました。重ねて、繰り返しになりますが、とは言いましても、この建

築確認に伴うものについては、初期の段階での金額になっており、大きな金額になっておりますので、契約についてはその都度がよろしいのかと思いますが、こういった現状であるということを、議会のほうに、委員会・議会のほうにお話を申し上げて、そして、その時期についてお話させていただいて協議をさせていただけた形が一番よろしかったのかなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 次長。次長。契約をしたか、してないかということをお答えください。

○教育次長（増田 功君） はい。ということで、変更契約はまだしておりません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

いいですか。

ないですか。

それでは、

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 27ページの奥会津学習センターの503万1,000円の補正であります。私はあの、昨日、いろいろ、貴重な発言されている内容を聞きましたけれども、この学習センターの整備の増額については、所管ではありませんでしたけれども、教育長と次長が出席されて、そして縷々説明されました。私は、設計業者に問題があるのではないかなという発言をし、そして、

〔発言する者あり〕

○9番（鈴木 征君） 発言をしました。私はその時に、私以外に、貴重な、内容のある発言が多くありましたので、議長はそこで、委員会主義でないだと、本会主義だから本会で議論しましょうと、その時、全員が、了承して本会の中で議論することになったわけですが、まず1点聞きたいのは、昨日、4人発言をされました。大変内容のある重い発言が飛び出したので、一つだけ申し上げますけども、その中で発言がまだ全員から、議長は、意見を聞かない、審議を途中で暫時休議をされて、30分の時間後に、私はあの、その時に、この問題は全員協議会に切り替えるのかなというふうに思っておりましたけれども、全員、ここで待っておりましたけれども、当局、教育長、次長、議長室に呼ばれたから、これはな、というふうに思いましたが、その審議の中で、議員からペナルティの話が飛びましたが、その時、議長は制止するのかなと思っておりましたけれども、委員として発言を許可してお聞

きになっておりましたけれども、議員として職権外でなかろうかなと。職階介入というように私には受け止めておりました。まさに今回の補正予算は、いつも補正の中でも重要案件があるわけでありますので、是非とも、是非とも、審議を尽くされ、そして上程された審議をやはり、この会期中で終わると。終わってから、この審議に入る前に、予算は通すがペナルティかけんなんねえという話が飛び出していたことは間違いありません。これはやはり、このペナルティの話は予算を通してから、全部審議尽くして、その後に、やはりこの問題を話し合いをしないと、やはり、前回、役場庁舎の特別委員長の報告の中にもありますように、そこまで尾を引くようなことになるのではなかろうかなと、大変、ゆうべも懸念をして、一人事で、だから今、議長にも苦言申し上げますけども、やはり、この職員に、あるいは特別職に、ペナルティという話が出れば、職員に対しては懲罰委員会をかけて、そして長が任命するわけで、罰するわけでありますけども、町長が4日目にして、あるいは5日目にして、そのペナルティを課するという事は、私はいかがなものかなというふうに一人想いをしておりました。しかし、特別職については、我々議員が同意するわけでありますので、どうかこのペナルティの話を本会の中でされるということは、議長はどのように考えておられるのかなということではありますが、議長に質問しても答えるわけにはいきません。これは承知で申し上げますが、やはり、あの時、制止をしないと、こういった中身になったのかなというふうに大変、私はあなたの議長というのは、只見町町政執行以来、50数年後になって、大倉の佐藤格さん、その次に継ぐ齋藤議長であります。議長は私ら全員でつくった議長ですから、やはり、キャリアという経験とあり、ここは腕の見せ所、こういうところは、それが委員としてペナルティの話をさせるなんていうことは、私は議長に対して苦言を申し上げたいなというふうに思います。今後、今までの経験を活かしながら、たくさん、いろいろな問題があるわけですから、私はこの奥会津学習センターは住民も目を向けております。どうか予算計上されたのを十二分に審議をさせて、上程されたのを終わると。そして、目の前に当局を置きながらペナルティの話をされれば、怖気づいて答弁もできませんよ。見ていますと、ペンを震えながら質問事項書いているような状態に、そういう環境の中の議会でなくて、やはり、えへへ、あははの、笑うことではないが、やっぱり環境づくりもしながら、十二分に発言、答弁できる環境をつくってもらいたいなというふうに思います。

そこで、次長に申し上げますけれども、今ほどこの説明ありましたが、当初で5億3,000万。そして今回、503万1,000円の補正額でありますけれども、この説明内容は

プロクラスの議員もおりますので、あの質問を私聞きました、聞いてましたけども、なんだかんだ言ったって、この問題が出た時に、所管の委員会に報告をし、9月補正の中で整理をされるということをしなから、次長に指を向けられてきたんですよ。私からも申し上げますが、こうした時間を取らせて、こういう発言をさせることになったのは、教育長は特別職ですよ。事務屋のトップですよ。その事務屋のトップのことについては町長がどうこうされるわけですから、そこの話はしたくないから、議会としても。今後、町でも、これから公共施設、様々あるでしょう。スタッフがいないんですよ。環境整備課には1級建築士おりますけれども、こういう関係者と協議をしながら、変更ある時は金が付かなければだめだから財政とも協議し、そして、所管の委員会に報告をしてくれば、私、今申し上げたようなことにはならないんですよ。私は議長にも、当局に言うあんでなくて、私は次長に申し上げんだ。この資料出たから、この資料はそのとおりでしょう。基礎なんか一番先やなんねえだから。

〔「簡潔に」と呼ぶ者あり〕

○9番（鈴木 征君） 終わり。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありません。

佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 全てわかったうえで、ちょっと質問したいと思いますが、今回のこの予算の計上の仕方。これ、今日のいただきましてわかりましたけど、本来ならばこの2のほうが一番先の変更契約というか、この予算の補正にあがってくるべき金額なわけですよ。本来ならば。それから、その次にこの1番のいろいろ、これは当然あって然るべきものですから、この2のやつが今回の一番最初の補正にあがってくるのが普通なんですよ。それが、ほら、遅れたのあって、もうここまできちゃってるから、今さらどうのこうの言ったってしょうがないんですけども、糞も味噌も一緒になっちゃってあげたから、説明がなかなかつかなかったんだと私思います。だから、ここまできて、どっちでもいいと言え、もうしょうがない、やっちゃったことですから、しょうがないんですけども、やっぱ、本来ならば、この、今回の先にあげる補正予算の中にはこの1回目のやつ、2番目のやつがあがってくるのが普通なんじゃないかなというふうに考えるのが一つと、あと今日、これ、いただきましたけど、やっぱり設計の時点でもこれ、どういう仕様で設計選びされたかわかんないですけども、吊戸棚の設置の増額なんていうのは、これはあの、当然、洋間なわけですから、今まで

あったところは和室ですから押入れ、ちゃんと付きますよね。そんなのはね、これ、洋室にすれば、これはもう、先の、当然、最初に入っているべきものなんですよ。こういうのは。それ、これ、後から追加するというのは、なんかその、設計依頼する時点でも、ちょっと、やっぱ、甘かったんじゃないかなというふうにも思いますので。それだけです。言いたいの

○議長（齋藤邦夫君） ほかに。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 1 3 ページの住宅用太陽光発電システム設置の減額です。これについてはあの、まったくその、利用者がなくて、当初予算計上したものをそっくり落としたのかどうか。ひとつ。それから、なんで利用がないのか。どういうふうを考えられて、なんで利用がないのか。もし、そうであればですよ。が二つ。それから、仮に私らがこの太陽光発電を導入しようとして、まったく素人なものですから、これを導入するために相談をする場がないと、なかなか難しいわけですが、そういった窓口は用意されておったのか。この予算を減額するにあたり、これを聞いてみたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 1 3 ページの住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 1 3 2 万円を減額する理由は申請がなかったからでございます。ゼロでした。2 7 年度は 1 件のみでした。その前も数件あった年度もありますが、いずれにしてもそんなに多くの申請はございませんでした。その理由はということですが、冬期間、雪が多いということで、その発電効率、日照時間の問題等が考えられるのかなと、内部では思っておりますが、客観的にどうして申請がないのかというところまで踏み込んで専門的な検討はしておりません。

〔発言する者あり〕

○総合政策課長（渡部勇夫君） 総合政策課が担当でございます。

〔発言する者あり〕

○総合政策課長（渡部勇夫君） 技術的な助言はそれぞれ、町内事業者と町外事業者によって補助金の金額分けておりますので、それぞれ、その住宅メーカーとか事業者と相談されたものを申請されるという流れになってます。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） その窓口の話なんです、ですから 1 番、1 回目の話と同じことを繰

り返すわけですが、私もこういったもの研究するのが好きで見ますが、例えばその、事務的な、こういった補助金申請の、これは補助金だな、補助金申請の窓口はこれわかりますが、ただその、その補助金を使ってこういうシステムを導入して、はたして効果があるのか。メリットがあるのか。あるいは既存の住宅を改修するにはどうしたらいいのかとか、そういうその、住宅用太陽光発電を使うという決断をする際に、技術的な助言、あるいは事務的な助言、総合政策課の助言も含めてそうですが、総合政策課を通じて、じゃあ、このことについてはあそこに相談してみたらよかろうかというようなこの、こういった補助を有効に活用させることができる方法がその、具体的にあれば、そういったことを知りたいなど、町民としては思うわけです。そこをその、相談をかける相手は、ただ総合政策課に行って相談すれば、そういった住宅改修のノウハウなんかも取得できるのか。そうでなくて、総合政策課を介してどこかの業者さんを斡旋していただけるのか。その辺、具体的な手順を用意されておったのかということを知りたいわけですが、それから2回目の質問ですから、こうしてその、まったく応募がない、そして雪国である、導入が無理でないかと思われるようなものを、今後についてどう考えられておるのか。これは2回目の質問としてお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 総合政策課は補助金の取り扱いについての窓口でございますので業者の斡旋はしておりません。それから、雪国であって、ハンディキャップがある中でどうして太陽光をやるというのは、これ、県のほうでも推し進めておりますので、福島県と一緒にいる市町村、どこの市町村もやっておりますけど、そういった流れでございます。それから、どこが良いかということは、それぞれ、皆さん、ハウスメーカーとか、専門メーカーとか、それこそあの、1番議員であればいろいろ、ネット検索とか、常にやっておられるというふうに承知してしますので、そういった中で相応しいところをそれぞれ探されて、その事業者さんにご相談なされて、申請に持って来られるというのが今までの一般的な流れでございましたので、町として特定の業者を斡旋するというようなことはしておりません。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

これで質疑を打ち切ってよろしいですか。

その前に、教育長と町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

教育長。

○教育長（齋藤修一君） 今回のあの、学習センターにつきまして、昨日、今日と二日間に亘

って様々ご指導いただきました。説明の不十分さ。それから議決をいただくその時期の遅れ。そういったことについて、昨日からお話をいただいて、教育長としての責任、あるいは重く受け止めるべきだというお話をいただきました。今回、様々、ご議論いただきました、こういった状況を生み出してしまったというのは、一切、私の責任であります。本当に申し訳ありませんでした。

尚、その責任の追いかたにつきましては、今後、明確な形でその責任を負っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今回の議会の中でいろいろと学習センターの件につきましてはご指摘をいただきました。私といたしましては、尚、細部についてもう一度検証しながら、法令、条例、規則に基づいて対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第85号 平成28年度只見町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第86号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第86号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第86号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

まず歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ718万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,450万5,000円とする内容でございます。

まず歳入であります。5ページをご覧くださいと思います。歳入の国庫支出金、国庫負担金。それからその下の国庫補助金。もう一つ下の前期高齢者交付金。こういった部分につきましては再算定を行いまして算定額が確定した分のずれの補正でございます。それから県補助金。後期高齢者支援分、介護納付金。これも同様に再算定を行って金額のずれが生じたものを補正を入れさせていただきました。その下、一番下になりますが、これ、新規の県補助金でありまして、子どもの医療費助成事業市町村国庫運営支援事業補助金13万3,000円。これは子どもの医療費無料化ということで、只見町をはじめ、各自治体単独で行っておりますけれども、それに対して国のほうの交付金が減らされると。それを県が補填をするといったような意味合いで県から補助がくるということになったものであります。続いて6ページにまいりまして基金利子は利子収入でございます。それから繰入金。こちらは歳出の見込に合わせましてそれぞれ減額しております。それから基金繰入金につきましては歳出の需要がありましたので1,000万の繰入を、増加を、増額をさせていただいております。

7ページの歳出でございますけれども、一般被保険者療養給付費。こちらは財源内訳の補正となっております。それから真ん中、一般被保険者高額療養費の負担金でありますけれども、こちら、先ほどの基金繰入金を充当しまして、1,000万ということで高額な金額となっております。こちらについては原因を究明しましたところ、高額ながん治療薬、オプジーボと呼ばれるものがありまして、年間使いますと一人3,500万円かかる薬剤がございます。これを使用されていらっしゃる方がおられたということが判明いたしました。それから出産育児一時金については見込みの減に伴って減額でございます。続いて8ページにまいりまして、後期高齢者支援金、社保支払基金。こちら、歳入のほうでも説明させていただきましたが、再算定を行いまして額が確定しましたので、後期高齢分、前期高齢分、介護納付金分。それぞれ補正をさせていただいております。次、9ページにまいりまして、利子収入の積立

を行いたいと思っております。それから還付加算金ということで不足が生じる見込みがありましたので1万円を増額させていただき、予備費として財源の内訳補正をさせていただいた内容となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 1点だけ。5ページの子ども医療費助成事業市町村。先ほど新規ということで13万3,000円。金額は少ないんですけども、これは今まで国の基準以外に子どもの医療費の無料化などやると、国がペナルティをして市町村の国保の支払金を減らすというような制度。これは私どもも、国会含めまして反対して、このペナルティをやめろと。それで自治体のその上乗せを尊重してできるようにすべきだということを国会の中でもやっていますけど、これはそういう意味では今回もずっと、大体このぐらいの金額が、只見の場合、中学校まで、ずっと医療費無料化にして、そしてその後、全県的に18歳まで無料にしてきた経過がありますけれども、その中でも大体毎年このぐらいの金額はペナルティとして必要な額だったんですかね。その辺の確認だけお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今ほどお話をいただきましたように、ペナルティといいますが、国の交付金を減額されておりました。その金額については、大体このぐらいの金額でありますけども、医療費の額の変動によって若干の増減はございました。今回、国のほうの減額分を福島県として、県として補填しようといったようなことで新たな補助金が設けられて、その金額が只見町の場合は13万3,000円だったということであります。関連で申し上げますけども、国のほうでも方針の見直しを進めるという動きがありまして、厚労省のほうでは2018年度から未就学児分についてはペナルティを行わないといったような方向で今調整が行われております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第86号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第87号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第87号 平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第87号 平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

まず第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,071万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,770万円とする内容でございます。

まず歳入でございますけども、5ページをご覧いただきたいと思います。歳入でありますけど、まず診療収入の入院収入。それから外来収入。それぞれ保険者ごと、種別ごとに、現在の実績で今後の見通しに合わせまして予算対比で減額といったところが、一番下の外来の、その他診療報酬以外に減額の見込となったことで、今回、減額の予算と補正を入れさせていただきました。それから診療収入の歯科外来の後期高齢分。こちらは増額、100万3,000円の増額ということで見込ませていただきました。次の6ページにまいりまして歯科外来収入のその他の診療報酬。こちらは100万円の減額で補正を入れさせていただきました。

た。利子につきましては利子収入でございます。それから国保の運営基金からの繰入。こちらは歳出との見合いで300万円の減額となっております。

続いて、歳出であります。7ページ、職員手当、共済費につきましては人勧に伴うものとなっております。それから需用費、修繕料。今後の施設修繕等で不足が見込まれるということで10万円の増額をお願いしてございます。委託料につきましては実績、今後の見通しで減額でございます。15の工事請負費、非常灯改修工事183万6,000円。こちら今年度、特殊建築物検査といったものを、定期的に行う検査なんです。行ったところ、改修せよといったことで指摘事項がありましたので改修を行いたいと思っております。積立金は利子の収入でございます。研究研修費、旅費、需用費。共に今後の見通しで減額となっております。8ページにまいりまして医科管理費。給料、手当、共済費につきましては人勧に伴うもの。また、その他の補正を入れております。それから賃金、臨時雇職員賃金、募集に見合うほどの応募がなかった分で今後、残額が出る見込みで減額を入れております。旅費。こちら今後の見込で減額。それから、医師派遣旅費11万4,000円ということで、こちらは派遣で来られる医師の方が代わられまして、従来ですと運転手の方をお願いして賃金で送迎を行っているものが、ご自身で来られるということで、その送迎方法が変わった関係で増額となっております。需用費の修繕料。これはハードディスクドライブの修繕であります。委託料、医師業務委託料。医師宿日直勤務委託料。こちらのほうも現在の見通しで減額となっております。9ページにまいりまして在宅酸素供給装置リース料。使用者の人数が減ったために減額であります。それから歯科管理費の委託料。こちらも見通しで減額であります。備品については不用残の減額であります。予備費につきましては98万9,000円の増額といったことで調整をさせていただきました。

10ページ。給与費明細であります。補正の入った部分の職員の人件費の調整を行っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） 今、お話を聞きまして、減額・減額で、診療収入の減額。それから職員、臨時職員賃金も減額です。この昨日からの質疑の中で、職員、看護師の問題も昨日、議論されましたが、今回、この臨時雇の賃金500万。こういう等々あって、こういう影響

が、その診療収入等々に影響しているのかなと思いますが、その診療収入とか入院収入が減っている内容といいますか、原因といいますか、それは課長は把握してありますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今回の減額補正でございますけれども、予算対比で減額ということで、実績として11月段階でどうなのかという部分でありますけれども、入院分は実績で減となっております。外来については予算は減額しますけれども、実績としては昨年よりは上回っている、そういう状況になっております。その内容でありますけれども、27・8年度、これを比較しますと、入院患者で約、延べ400名減少といったような形になっております。その部分が大いかなというところでありまして、この減少については、一つには、あさくさホーム開所によりまして、それまで自宅に、退院されるにはちょっと無理があるといったようなことで、入院をしていただくしかないような方が結構いらっしやったんですけれども、そういったような方の受け皿といいますか、居場所としてあさくさホーム増えたことによりまして、そういった方が退院が早まってきたといったような実態がございます。実際にその、入院はせずに訪問診療という形で対応しておりますので、入院の診療報酬が減って外来が増えると、そういったような関係になっているものであります。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） 今、昨日、今日と質疑した中で、この職員が減っている部分で、こういう部分に影響はないのかという部分の、もう一回確認ですけれども。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） たしかにあの、看護師の人数が、実際にその必要とする人数よりも足りていないという状況もございます。ただ、医師、医者の方4名おられまして、その看護師の方のシフトが若干きつくなっておりますけれども、そういったその、患者の方に迷惑がかからないような形でシフトをまわしておりますので、その人員不足の分として診療報酬に影響するといったような部分はないというふうに感じております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） わかりました。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、歯科のほうですけれども、私もこの前まで掛かっている、感じたことは、予約で診療していただいているわけですけれども、そういう中で、1回目診療して、そして2回目の予約を取る時に、なかなか、始まったからには覚悟を決めて、で

きるだけ短期間で終了したいなと思って、私も、ほかの人の声も聞いたら、なかなか取れないというような状況がございました。診療所のほうの診察、看護師とか、そういう問題で、いろいろ質疑させていただきましたが、歯科のほうの医師、そしてその、なんですか、衛生士とか、その介護助手ですか、そういう人達いられると思うんですけども、その体制というものはどうなっているのか。先生方含め、そういう部分をどのような体制でやって、今後どういうふうにしていくのか、ちょっとお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 歯科診療の関係でございますけども、今現在、歯科につきましては歯科医1名。それから歯科衛生士、臨時職員で1名といったような体制になってございます。そのほかに歯科助手といったような臨時職員もおります。平成22年度までは歯科医師1名、歯科衛生士2名といったような体制で行ってございましたが、23年度以降、今のような1名・1名といったような体制になっております。そういった関係で、なかなか予約が取りにくいといったような状況がやはりあるのかなということで現場のほうとは相談をしております。歯科の診療室に診察台3台ございますが、なかなかその歯科衛生士の手が足りない部分もあって、なかなかその、

〔発言する者あり〕

○保健福祉課長（馬場一義君） 歯科医の先生は委託です。それから、歯科衛生士の方は臨時職員です。そういった形になっておりますので、今後、どういったような体制が望ましいのかといったところについては、人事担当課のほう含めて、いろいろご相談をさせていただいて、ご迷惑をおかけすることのないように体制の充実を図っていければいいなというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 大塚議員の質疑との関連性もありますが、一つは、看護師の、臨時職員の、これ金額減額になってますけれども、8ページかな、それですね、今、一般質問の中でも、答弁が9名と。臨時、産休で休んでいる方が1名いらっしゃると。定員は10名だということでしたけれども、診療所行ってみましても、この間、今年、3月に退職された方が常勤だったり、パート的に、看護師業務にあたっているという方も見受けられます。そういう意味では、そういう点も含めて、来年3月までの中で、この減額した中で、そういう、

当座ですね、正規の職員入れるというのはなかなか難しいと思うんですが、診療体制、きちんと看護師確保するという点で、この予算で大丈夫なのかということが1点。

それから、もう1点は、今ほど大塚議員のほうからあった、その歯科衛生士。これ、臨時職員ですが、やはり今の歯科の患者の状況。私もこの間、掛かりましたけれども、なかなか予約取るといのが大変な状況がありました。そういう点では歯科衛生士を非常勤、臨時じゃなくて常勤にして、きちっとその身分も保証すると。これ技術職ですから、そういう点ではやっぱり、今後のその人口減少やいろいろ、IターンやUターンの問題もあります。そういう点ではやっぱり身分をきちっと保証していくと。町自身が。そしてそういう町民の健康も守っていくと。雇用と町民の健康を守る。両方からこういう角度、2名体制に戻すということを検討できないのかどうか。そこの件と答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） まず1点目の臨時雇職員賃金の500万円の減額でありますけれども、年度当初からこれまで、12月まで、雇用確保できなかった部分の減額ということで、また今後も募集は行っておりますので、1月から3月については、もし、その応募があれば対応できる予算は確保はされております。

それから、歯科衛生士の増員ということでもありますけれども、先ほどあの、2番議員の方にもお答えしましたけれども、たしかに予約待ちが結構あるという声は聞いておりますので、そういったことも踏まえて、今いただきましたご意見も踏まえたうえで、人事担当課のほうと相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第87号 平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第88号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第88号 平成28年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第89号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

まず第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,542万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,151万円とする内容でございます。

内容でございますが、まず歳入については、

○議長（齋藤邦夫君） 88号。

○保健福祉課長（馬場一義君） 大変失礼いたしました。

申し訳ありません。

それでは、やり直しさせていただきます。すみませんでした。

議案第88号 平成28年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

まず第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ152万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,452万3,000円とする内容でございます。

まず歳入でございますが、5ページご覧いただきたいと思います。特別徴収保険料、普通徴収保険料。こちら再算定の結果、増額の見込ということで、それぞれ130万円ほどと20万円ほど増額を入れてございます。それから雑入はその他、若干の減額であります。

6ページでございます。歳出。後期高齢者医療広域連合への納付金ということで、保険料、

増額見込分を負担金という形で納めると、そういった内容でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第 88 号 平成 28 年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 89 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 5、議案第 89 号 平成 28 年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第 89 号 平成 28 年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

第 1 条として、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3, 542 万 1, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 4, 151 万円とする内容でございます。

まず歳入であります、6ページからが歳入の内訳となっております。まず国庫支出金、国庫負担金。その下の国庫補助金。その下の支払基金交付金、県負担金とございますけれども、こちら、概算交付だったものの額の、今度、確定がありましたので、それに伴って増額・減額の補正を入れさせていただいております。7ページにまいりまして、利子は基金の利子収入でございます。繰入金。介護給付費現年度分繰入金。職員給与費等繰入金。事務費繰入金。こちらはあの、歳出のほうに見合った財源の調整で繰入金の金額を補正させていただきました。

それから歳出であります、8ページ以降になります。まず一般管理費。委託料については制度改正に伴うシステムの改修の委託料であります。補助金。介護ロボット等導入支援事業補助金。国の補助金に只見ホームが該当をされて、補助金を交付されるといったようなことが内示がありましたので、その分の増額になっております。それから認定審査会共同設置負担金。こちらは財源の補正であります。保険給付費であります、まず一番上の居宅介護サービス給付費負担金。その下、負担金。地域密着型介護サービス給付費負担金。上が6,500万の減額、下が増額ということで、デイサービスが地域密着型というものに移行した関係で予算の増減となっております。それから次のページ、9ページの上になりますが、施設介護サービス給付費負担金。これは該当者の減ということで1,500万円の減額であります。それから財源内訳補正が二つありまして、居宅介護サービス計画給付費負担金300万円減と。これはケアプランの作成の負担金でありますけれども、あさくさホームの開所により、そういった方については、その施設のほうで自前で作成をされるということになりましたので、その分減額となっております。それから介護予防サービス等諸費負担金。介護予防サービスの負担金100万円減。その下、100万円増ということで、こちらも地域密着型に移行した関係で増減となっております。10ページにまいりまして、中ほどまでは財源内訳の補正となっております。高額介護サービス給付費負担金300万ということで、該当する案件が増えたということで増額となっております。続いて、11ページの一番上は財源内訳補正でございます。中ほどの特定入所者介護サービス給付費負担金。該当者の増によりまして200万円の増額であります。介護予防ケアマネジメント事業。給料、手当、共済費。こちらは主に人勧によるものでございます。12ページにまいりまして、地域づくりサロン事業補助金。今年度から始めたものであります、また新たに要望される地区、団体がありましたので、3団体分を今回、増額をさせていただきたいと思っております。それから積立

金については基金利子収入です。それから他会計の繰出金。こちらはそれぞれあの、償還金の額の誤差の部分を調整をさせていただきました。13ページであります、予備費1,084万8,000円の増額で調整しております。

14ページにつきましては、ケアマネジメント事業費分の給与費明細書ということになっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第89号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第90号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議案第90号 平成28年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第90号 平成28年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

第1条として、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ306万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,293万9,000円とする内容でございます。

歳入であります。5ページになります。5ページ、繰入金。一般会計からの繰入金306万1,000円の減額ということで、歳出に応じた財源の調整で減額となっております。

6ページが歳出でございます。一般管理費の給料、手当、共済費につきましては主に人勧によるものとなっております。それから賃金。臨時雇職員賃金。こちらも応募がなく、12月までの分を減額をさせていただきました。それから訪問看護ステーション費。システムの移設をしたいということで移設費用の委託料を8万1,000円計上しております。

次の7ページは給与費明細書でございます。先ほどの一般管理費の職員分の明細となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） この訪問看護ステーション。これも一般質問でちょっと、再度、構築するのかどうか聞いたところですが、これでのあの、実際に訪問看護ステーションは施設としてはないというふうに思うんですけども、ただ訪問介護そのものは診療所の今の看護師の体制の中でローテーションを組んで訪問介護しているというのが実態だと思うんですけども、その辺でこの診療所費と、に勤めている看護師が訪問看護やるということで、この訪問看護ステーションのこの予算のあり方、執行の仕方。その辺はこう、どんなふうに位置づけたらいいのか。予算と執行の関わり。それで今、実際には診療所の看護師が訪問看護やっているということなんで、その辺の関わり方、予算の扱い方、執行の関わり方。それについて教えていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） まるっきりその、なんといいましょうか、訪問看護ステーション所属という位置付けになっている看護師もおりますので、そこでその金額的なバランス

はとったような形になっております。実態として専属ではなく、ローテーションを組んでいろんな方が訪問看護に行かれるというようなことになっております。これについては、今後の見通しにもよりますけども、訪問看護ステーションとしての位置付け。そして予算のあり方。そういったものを今後の体制を見据えて、財政担当のほうとは若干、検討を開始しておりますので、今後の、こういったような体制で運営できるのかといったようなところも含めて、一番実態に合った方法を検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕。

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第90号 平成28年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第91号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、議案第91号 平成28年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第91号 平成28年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

第1条として、既定の歳出予算の総額1,020万円のうち、3万円を科目更生する内容であります。

歳出の科目更生については3ページでございます。居宅介護予防サービス事業費の給料、手当、共済費。こちらにつきまして、人勸によるもので補正を、合計3万円補正をさせていただきまして、予備費3万円減額といったことで科目更生をした内容であります。

4ページがそれを反映した給与費明細書となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第91号 平成28年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第92号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第92号 平成28年度只見町簡易水道特別会計補正

予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第92号 平成28年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

まず歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳出予算の総額3億324万3,000円のうち1万7,000円を科目更生するものです。

3ページをご覧ください。水道総務費。人件費に係るものでございます。人勧によるものです。予備費1万7,000円を減額し予算を編成をいたしました。

次のページは給与費明細書です。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第92号 平成28年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第93号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第93号 平成28年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第93号 平成28年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億352万2,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。歳入でございます。集落排水分担金。減。繰入金。基金より100万円繰り入れております。

次、6ページ歳出でございます。総務管理費、人件費に係るものにつきましては人勸によるものでございます。施設管理費、修繕料につきましては緊急修繕の必要性がございましたので、既定予算足りなくなりましたので、年度内の修繕料をお願いをしております。あと電話料は回線によるものです。施設の整備費、測量設計委託。これにつきましては新設家屋がございますので、それに伴うものでございます。工事請負費につきましては維持補修工事、施設整備工事とも年内終わっておりますので不用残でございます。

次、7ページ、予備費187万9,000円を減額し予算を編成いたしました。

次の8ページは給与費明細表です。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） 6ページ、歳出。施設管理費の需用費、修繕料302万4,000円。この説明で今、緊急を要する修繕ということがございましたが、どういうことなんでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） これは汚泥槽の中の攪拌曝気装置というものがございます。

汚泥が入ってくると汚泥は沈みます。そのままではいけませんので攪拌をしまして空気を送

り込んで微生物を活性化し、そしてその中で上澄みと下に残ったもの、それを分離いたします。その機械、おっきなもので、これ220キロほどあります。上から吊るして、分離層の中に365日浸して空気を送りこまないと微生物が活性化しませんので、その漏電が発生しまして、どうしてもそれ直さないと、上澄みっていうんですか、放流槽にもっていけないものですから修繕をいたしました。よろしく申し上げます。

「どこの…（聴き取り不能）」と呼ぶ者あり」

○環境整備課長（酒井恵治君） 明和です。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） それを聞いたかったんです。各所にあつて、緊急を要する修繕料302万4,000円でそのままいかれたんでは、やはりあの、先ほどの教育委員会の説明にもありますように、なかなか内容把握できないと誤解を生みますので質問しました。了解しました。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 次回からそのようにいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 補正予算とは若干かけ離れますけども、以前、この農集排の納付の時の切符。これ、水道分と一緒にというふうなことも検討あるというふうな話ありましたが、今後どのように検討されているのか。その点だけ、1点お伺いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 以前、そういう、なんていうんですか、便利さを求めるっていうんですか。二度を一回にするというような動きがございましたので、今そのようにしております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） あれ、今あの、水道と、集排の切符、別々ですよ。違いましたっけ。

○環境整備課長（酒井恵治君） 別々の、あの、どうしても別々に発付しなくてはならないこともありますが、水道、年2回、検針しておりますので、それと合わさった時と一緒に

送付しているということですので、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第93号 平成28年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第94号 工事請負契約の変更について、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第7号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3とし、日程第10以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号、同意第6号、同意第7号を日程に追加し、追加日程第1、追加日

程第2、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

[追加議案及び資料配付]

○議長（齋藤邦夫君）　ここで、昼食のため、暫時、休議いたします。

尚、スキー場開きがこれから行われますので、午後1時15分から開議いたしますので、ひとつご協力をお願いいたします。

休憩　午前11時47分

再開　午後　1時32分

○議長（齋藤邦夫君）　それでは、午前に引き続き、開議いたします。

◇◇◇◇◇　　◇◇◇◇◇　　◇◇◇◇◇

◎議案第94号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君）　追加日程第1、議案第94号　工事請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（増田　功君）　工事請負契約の変更についてお願いいたします。

5月26日に契約議決をいただきました、1、契約の目的、奥会津学習センター増設工事、建築・機械設備。2、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字大倉字前沢口146、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社、取締役南会津本社長、飯塚信。3、変更内容、（1）請負金額、変更前2億9,916万円。755万4,600円増額いたしまして、変更後3億671万4,600円。内容でございますが、居住性の向上と形状の変更に伴うものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第94号 工事請負契約の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第6号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第2、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 同意第6号につきましては、人事案件でございますので、私のほうから提案をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてでございますが、地方税法第423条第3項に基づき、只見町固定資産審査評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

記。住所は只見町大字只見字宮前1304番地の1。氏名は渡部茂氏でございます。生年月日は昭和28年8月1日でございます。任期につきまして、通常3年でございますが、前

任者は私でございます。そういったことで私が退任いたしましたので、その後、任期としましては29年の9月30日までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） わかりました。

賛成多数と認めます。

よって、同意第6号は原案のとおり同意されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第7号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第3、同意第7号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 同意第7号につきましても、人事案件でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

人権擁護委員の推薦につき同意を求めることにつきましてでございます。人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。住所は只見町大字坂田字仮安平758番地。氏名、目黒香都子氏でございます。生年月日は昭和28年4月1日生まれでございます。任期につきまして

は平成29年4月1日から平成32年3月31日の3年間でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

質疑・討論を省略し、直ちに採決をいたします。

同意第7号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについては原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） はい。

賛成多数と認めます。

よって、同意第7号は原案のとおり同意されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第95号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第4とし、日程第10以下を繰り下げ審査したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕



◎議案第95号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第4、議案第95号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 議案第95号につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

本議会会議の中で奥会津学習センターの増設工事の事務執行にあたる手続きの中で、多大な迷惑をおかけしたということで、教育長自らの判断で提案がございました。それをここに私が提案をさせていただいて皆様方のご了解をお願いするものでございます。

教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例につきまして提案をいたします。教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。6 平成29年1月1日から平成29年3月31日までの教育長の給料月額は、第2条に掲げる給料月額から当該月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。附則。この条例は、平成29年1月1日から施行するというので、教育長本人からの申し出がありましたので提案をするものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議なしと認めます。

これを採決をいたします。

議案第95号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正するは原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、選挙第5号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

指名は議長が行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、渡部英弥さん、舟木和一さん、伊豆富子さん、渡部等さんを指名いたします。

お諮りをいたします。

ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名した渡部英弥さん、舟木和一さん、伊豆富子さん、渡部等さんの4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、山岸秀弥さん、吉津秀一さん、矢沢千代さん、目黒芳美さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選者と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名した山岸秀弥さん、吉津秀一さん、矢沢千代さん、目黒芳美さんの4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただ今議長が指名した順位にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、補充の順序はただ今議長が指名した順序に決定しました。

それでは、ただ今決定された選挙管理委員の名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここで、お諮りをいたします

新國秀一議員より、発議第5号 地方議会議員の年金制度への加入を求める意見書（案）、山岸国夫議員より、発議第6号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書（案）、議会運営委員会委員長、新國秀一君より、発委第5号 議員の派遣についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7とし、日程第11以下

を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号、発議第6号、発委第5号を日程に追加し、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7として議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎発議第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第5、発議第5号 地方議会議員の年金制度への加入を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

新國秀一君。

4番、新國秀一君。

〔4番 新國秀一君 登壇〕

○4番（新國秀一君） それでは、発議第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）でございます。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）でございます。地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな話題となっている。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくものと考えます。よって、国民の幅広い政治参加や

地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、参議院議長、大島、なんだったけな。これ。衆議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

○議長（齋藤邦夫君） それでは説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発議第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第6、発議第6号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

山岸国夫君。

11番、山岸国夫君。

〔11番 山岸国夫君 登壇〕

○11番（山岸国夫君） 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書（案）の提案をいたします。

只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

裏側に別紙、南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書（案）がございます。読んで提案に代えたいと思います。政府はこの2016年11月に、南スーダンPKO、国連平和維持活動に派兵している自衛隊への駆けつけ警護、宿営地共同防護という新たな任務を与える閣議決定を行い、陸上自衛隊第11次派遣のうち約130人の自衛隊派遣を行いました。日本はこれまで戦後70年余り、自衛隊が海外で武器を使い他国民を殺すことは皆無であったし、自衛隊員が海外で殺されることもありませんでした。これは私達日本国民が誇れることです。自衛隊は今なお、通常の軍隊ではなく、日本国憲法9条第2項の戦力不保持規定は生きており、海外での武力行使は違憲という制限のもとにあります。しかし、今回の新たな任務による派遣で自衛隊員が、殺し、殺されることが現実味を帯びることは重大なことです。先の太平洋戦争で全国300万人余の命が失われました。決して繰り返してはならないことです。只見町出身の若者も自衛隊に入り、災害救助・復旧や我が国の緊急自衛の任務に就いています。それは、海外で武力を行使することを念頭にした自衛隊入隊ではないはずです。若者の命を大切にすることこそ地方自治体の任務であり、今回、南スーダンへの新たな任務による自衛隊の派遣の中止を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔反対の討論をお願いします〕と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

○3番（藤田 力君） 今、南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書ということで説明いただきました。私自身もこの派遣のことについて、国会審議を見ても、ニュースステーションを見ても、なかなかわからないことが多い。そんな中で、日本国憲法の戦力の不保持とか、あるいは現実、南スーダンは今、戦争状態なのか。あるいはそうでないというふうに解釈されているのか。当然、政府としては戦争状態でないという解釈の下に今回、自衛隊を派遣したというふうに思います。ここまでくるにはやはり、国連あるいはPKO、そうした中で、多くの国が集まってこうしたことを決めて、そして日本もその一部を分担しているということなので、私は只見町の議会議員として、只見町議会としての決定には反対したい。ですから、この意見書には反対したいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 提案について賛成の立場で申し上げます。

そもそも、憲法9条では、この中では戦力の不保持を言っておりますが、同時に、交戦を禁止しておる条項もあります。一つは、いわゆる戦争関連法案、PKO法案、11法案、と11ですから、11と私は言いますが、この中には国民アンケート、各社、大手の新聞、地方紙それぞれ含めて、国民のアンケート上は、これについては反対ということになっております。しかるに、この意見書の提出は我が国の現状の立ち行く先を示しておることですので、これについては賛成いたします。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 私は反対の意見で申し上げます。

なかなかこれ、難しい問題ですし、憲法解釈、それぞれ個人差があると思います。ただ、私思うのは、これ、もう国際的な問題ですし、日本もこれだけ先進国になった、国際的にも

認められている国になっております。これはやはり、国際貢献という立場で、これ、解釈の違いはあるんですけども、安全、危なくなったら引き揚げるといふあれもありますので、これを、こういう一部、ちっちゃい町の議会で採択していいものかどうか。その辺も私自身もまだ、悩むところがあります。こういう大きい問題はやはり、国会に任せるべき問題ではないかというふうに思いまして、ここで、この議会での採択には私は反対でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに賛成の方の討論ございますか。

ほかになしと認めます。

それでは、これから採決をしたいと思えます。

発議第6号

〔議場、席戻っていいんですか〕と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） いや、そこに居てください。

戻ってください。失礼しました。どうも失礼しました。

発議第6号 南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書（案）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発議第6号 ただ今申し上げました、南スーダンへの新たな任務で自衛隊を派遣することの中止を求める意見書（案）。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数であります。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第7、発委第5号 議員の派遣についてを

〔発言する者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、発委第5号 議員の派遣についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、新國秀一君。

4番、新國秀一君。

〔議会運営委員会委員長 新國秀一君 登壇〕

○4番（新國秀一君） お騒がせして申し訳ありませんでした。

議員の派遣について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出いたします。

内容は、本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。1、奥会津振興センターの実施事業に係る研修。目的、議会の活性化に資するため。派遣場所、柳津町役場。期間、平成29年2月4日、1日間。派遣議員、只見町議会議員12名でございます。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 説明終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発委第5号 議員の派遣については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町道西テレビ塔道路の改良について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第11、陳情28-9 陳情書 町道西テレビ塔道路の改良につ

いてを議題とします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

2番、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） 経済文教常任委員会の審査報告を報告書に基づきまして報告します。

（１）審査事件。陳情２８－９ 町道西只見テレビ塔道路の改良について。只見区長、菅家三雄、只見牧野利用農業協同組合長、目黒和之、只見町森林組合長、船木章一。（２）審査経過。本事件については、平成２８年９月会議において付託を受け、１０月１１日、１１月２２日、１１月３０日の委員会で審査をいたしました。（３）審査結果、採択。（４）理由。本件の町道は、山菜採りや薪炭材の採取など身近な里山活用の面から重要な路線であり、かつ伐採適期を迎えた杉材の伐採搬出にも大切な役割を果たす道路であります。本件は、路線中、急なヘアピンカーブがあり利用者が難儀していることと併せて、一般的なクレーン付４トントラックでは材木運搬の際、道幅が狭いうえに急峻、さらにはカーブがきついため上れないことから、手塩にかけて育てた杉林を役立てるにも大幅な道路改良を求める陳情であります。当委員会では、町当局、陳情者による現地調査を行い、路線脇に木材が山積している状況を確認し、現地での改良方法を具体的に協議をいたしました。その結果、陳情者それぞれが課せられた役割を果たすうえで効率的な材木運搬などの実現を果たすことと併せて、本路線奥にあります要害山山頂にある防災無線設備などの公共施設の維持管理を円滑に行うためにも改良は必要であり、町当局においても平成２９年度の当初予算に改良予算を要求するといった積極的な方針、それも確認しておるところから、本陳情は採択すべきものと決定をいたしております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり採択するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第28-9は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一日も早い役場庁舎の建設について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第12、陳情第28-10 陳情書 一日も早い役場庁舎の建設
についてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第28-10については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を
省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第28-10については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

陳情第28-10を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（齋藤邦夫君） 不採択することに賛成の方、起立願います。

はい、わかりました。

賛成者、起立少数ですので、したがって、陳情第28-10は不採択することに決定いた
しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎委員会継続審査・調査申出

○議長（齋藤邦夫君） 日程第13、委員会継続審査・調査申出を議題といたします。

総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、休会中の継続審査・調査について、別紙のとおり申し出がありましたが、これを認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、休会中の継続審査・調査を認めることに決定をいたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、12月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

12月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（菅家三雄君） 平成28年只見町議会12月会議の閉会にあたりまして発言の許可を

いただきましたのでご挨拶を申し上げます。

今議会は私の初議会であり、審議過程の中で不手際な点がありましたらご了承をお願いしたいと思います。

本議会におきまして、条例改正、平成28年度一般会計補正予算をはじめ、21の議案、四つの追加議案に対しまして、活発な議論と慎重審議を得たうえで、全議案について議決をいただきました。誠にありがとうございました。一般質問、議案審議の中で、多岐にわたり、様々なご指摘とご提案をいただきました。このご意見を真摯に受け止め、今後の行政執行にあたり、適切に対処してまいりたいと思います。

今後とも町政に対するご理解・ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝を心からご祈念申し上げます閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、議長からも一言、ご挨拶を申し上げます。

今回の12月議会は通算4日間の日程でございまして、大変厳しい日程でございましたけれども、議員各位のご協力、そしてまた当局の熱心な説明をいただきまして、日程どおり終了できましたこと、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

菅家町長の初議会ということでございましたけれども、今後の新町長のご活躍を心からご祈念申し上げる次第でございます。

また、当局におかれましては一般質問で出された意見、あるいはまた提言等に十分に留意されまして、町政進展のために今後とも努力されますことをひとつよろしくお願いを申し上げます。

また、議員各位におかれましては、年末年始を間近に控えましてなにかとご多用中と思っておりますけれども、健康には十分に留意されましてご活躍いただきますようお願いを申し上げます、大変簡単でございますけれども、一言ご挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。



◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午後2時16分）